皆様にお願いすること

- 1 すべての土地所有者の皆様方に境界 確認のための立会いをお願いします。 境界をご確認いただいた場合、土地調 査書に署名をいただきます。立会いの 日時は事前にお知らせします。
- 2 土地の境界に関するお手持ちの図面・資料(辺長、面積が記入されたもの等)があれば、その写しを提供願います。
- 3 調査・測量などで皆様の土地に立ち 入ることがあります。ご理解とご協力 をお願いします。

●ご注意●

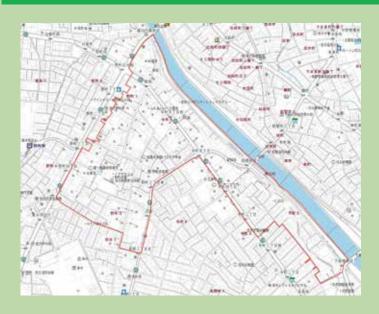
地図作成事業に当たり、主張の相違や不立会等の理由により、隣接地との筆界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」として地図は作成されません。後日、筆界が確認された場合は、各土地所有者の負担により地図訂正等の登記手続が必要となります。

測量の費用

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、境界確認の立会いにお越 しいただく交通費等は個人負担となり ます。

なお、境界が確定した土地に、恒久的な標識(コンクリート杭など)の埋設を 希望される場合には、その費用は所有者 にご負担いただくことになります。

令和7年度~8年度事業地区



作成地区は、次のとおりです。 金沢市清川町の全部 金沢市寺町一丁目、同町三丁目、同町五丁目、 金沢市野町一丁目、同町三丁目、 金沢市泉野町三丁目の各一部

〈※上図の

線で囲んだ部分〉

お問い合わせ・連絡先

〒921-8505 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢地方法務局不動産登記部門 地 図 整 備・筆 界 特 定 室 電話(076)292-7820(直通)

法務局が





作ります



登記所備付地図 (不動産登記法第14条第1項地図)の整備

登記所備付地図が整備されると、境界標識が亡失等した場合であっても、登記所備付地図に基づき復元測量をすることによって、境界を明らかにすることができます。

また、公共基準点を基に測量された地図を作りますので、土地の位置を現地で正確に復元することができ、将来の境界紛争などを防止し、安全な土地の管理に役立ちます。

金沢地方法務局



地図を作成する理由

法務局に備え付けられている公図は、 土地の位置や区画を確認する場合などに 利用されます。ところが、今回、法務局 が地図作成事業を行う地区の公図は、明 治時代に作成された旧土地台帳附属地図 を原図として作成されていることから、 現地の形状と違っている箇所があるな ど、精度が高いとはいえないため、法務 局では、正確でより精度の高い地図を作 ることにしたものです。

これにより、境界標が紛失した場合や 巨大地震などの災害が発生し土地の境界 がわからなくなった場合でも、迅速な復 旧が可能となります。

地図作成の効果

する紛争を未然に防ぐことができます。

付けられ、厳格な維持管理をします。

登記所備付地図 ができるまで



◆ 地図作成事業地域内の土地所有 者の皆様に、本事業についての説明 会を開催します。

2 事前調査及び現況測量(仮測量) (令和8年1月~4月)

> 皆様が所有している土地に存して いる境界標の位置及び利用境と思わ れる塀、あるいは工作物の位置など を調査し、仮測量を行います。

なお、必要に応じて現地にマーキ ング等を行います。

一筆地調査 (令和8年4月~8月)

> ◆ 土地所有者又は代理人の方に立 会っていただき、一筆ごとにその境 界や地番、地目等を調査します。

一筆地測量(本測量) (令和8年5月~9月)

◆ 一筆地調査において、土地所有者 の皆様にご確認いただいた土地の 境界を本測量し、一筆ごとの土地の 区画を確定します。

地図の作成 (令和8年10月~11月)

> ◆ 一筆地測量による測量データを基 に、土地の位置や区画を図示した縮 尺500分の1の地図を作成します。

6 成果(地図・地積等調査一覧表) の縦管(令和8年12月頃)

> ◆ 調査・測量した結果を土地所有者 の皆様に閲覧していただき、地図作 成事業の成果(地図・地積等調査-覧表)とします。その際、土地の境界 等について異議があれば申し出てい ただきます。

登記 (令和9年1月~3月)

> ◆ 地図作成事業の結果、地目や地積 等が登記記録(登記簿)と相違する場 合は、調査・測量した結果に基づき正 確な登記を法務局が行います。

土地所有者及び居住者の皆様にお願い

金沢地方法務局では、登記所備付地図 (不動産登記法第14条第1項地図)を新 たに作成します。

地図を作成するに当たり、その 趣旨をご理解いただき、皆様方の ご協力をお願いします。

国家基準点に基づいた測量により作成 された地図によって、土地の位置、区画 を特定することができるため、筆界に関

調査・測量の結果、地目や地積が登記記 録と一致しない土地については、登記官が 職権で登記事項を訂正します。

地図は、「登記所備付地図」として備え



